

第二次健康ふくしま21計画の計画期間の延長 及び次期計画の策定期間について

1 現行の計画期間

- ・ 第二次健康ふくしま21計画の計画期間は、2013（平成25）年度から2022（令和4）年度の10年間とされている。

2 国の健康日本21（第二次）の動向

- ・ 県計画と同じく令和4年度に終期を迎える国の健康日本21（第二次）は、医療費適正化計画、医療計画及び介護保険事業支援計画の次期計画と計画期間を一致させるため、計画期間を1年延長する見通しが示されたところ（R3.1.21厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会）。
- ・ 国では、次期計画を令和5年春に公表し、都道府県等が計画を策定する期間を設けた上で、令和6年度から開始する想定としている。
- ・ なお、現計画の目標年度と数値目標は変更しないこととしている。

3 第二次健康ふくしま21計画の計画期間と次期計画の策定期間について（案）

- ・ 国の現計画が1年延長されることに伴い、県の現計画も計画期間を1年延長し、2013（平成25）年度から2023（令和5）年度の11年間とする。
- ・ 次期計画は、国の次期計画公表後に計画期間や数値目標を踏まえ、令和5年度に策定し、令和6年度から開始することとしたい。
- ・ 以上について、表決をお願いします。